

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山形県山形市

2. 構造改革特別区域の名称

山形市のびのび入園特区

3. 構造改革特別区域の範囲

山形市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

本市では国立が1園あるものの公立幼稚園は存在せず、私立幼稚園26園が幼児教育を担っています。また、2歳児においては幼稚園への入園が学校教育法の規定により認められていないため、教育は各家庭に委ねられている現状であります。

少子化・核家族化の影響は本市においても例外ではなく、昭和54年度には約11,000人あった3～5歳児の幼児数も平成15年度には約7,000人と、4,000人程度の減少となっています。また、そうした少子化の影響もあり、幼稚園児数においても昭和54年度の約6,400人をピークとし、15年度にはその3分の2を下回る約4,100人へと落ち込んでいる状況です。このことから地域社会内・幼稚園内そのどちらにおいても、他の幼児と共に行動する機会が減少し、幼児の社会性の涵養や健全な心身の成長の促進が困難な状況が生じてきていることがうかがえます（参考資料1及び2）。

少子化、核家族化や女性の社会進出による共働き世帯の増加などの諸要因により、家庭や地域における教育力が低下する中で、「より早い時期から幼稚園へ通わせたい」という思いが生じていることも事実です（参考資料4）。

満3歳児の幼稚園就園については、核家族化・女性の社会進出等の諸要因に

より平成15年度に至るまで増加傾向にあり、潜在的な保護者のニーズは相当あるものと考えられます（参考資料3）。

こうした状況を踏まえ、本市私立幼稚園協会との話し合いを進める中で、3歳未満児の幼児教育及び子育て支援の充実を図ることを目的とし、特区認定申請が必要であると判断しました。

5. 構造改革特別区域の意義

幼児教育は学校教育の始まりであるとともに、社会教育を通じての人間形成の基礎を培うという意味において、生涯教育の始まりであるとも考えられます。社会性の涵養、心身の健全な成長を促すという重要な時期でもあります。

このため、学校教育法の規定にかかわらず、2歳児を幼稚園で受け入れることで、4年間の幼児教育の実施により、社会性の涵養、心身の健全な成長の促進を図るものであります。具体例としましては、既に満3歳児の単独学級を設け、園児7名に対し正教諭1名・補助教諭1名の計2名で対応している幼稚園もあります。特区を導入することでこうした学級が増加することが期待できます。

また、働きながら子どもを幼稚園に通わせたい保護者の期待や社会参画の実現に込められるとともに、私立幼稚園経営の拡大等による雇用創出と地域経済の活性化が見込まれます。

6. 構造改革特別区域計画の目標

幼児教育の充実

特例措置を適用し2歳児の幼稚園就園を認めることにより、2歳児の単独学級化も見込まれ、早期により充実した就学前教育を受け、早い時期から集団生活を経験することで、家庭や地域の教育力を補完し、幼児の心身の健全な発達を促します。

子育て支援体制の充実

核家族化・女性の社会参加に伴い幼稚園への早期入園に対するニーズが高まってきていることから、現在行っている子育て支援事業に加え、構造改革特別区域の認定を受けることで、より一層の子育て支援機能の拡充を図ります。

子育てに対する不安・負担の解消

幼稚園が本来の目的達成のため独自のカリキュラムを実践し、地域に根ざした幼児教育の普及を図るとともに、預かり保育や幼稚園が持つ育児相談機能といった付随的な子育て支援機能を低年齢児から利用できるようにすることで、保護者の子育てに対する不安や負担を解消します。

男女共同参画社会への寄与

働きながら2歳児の子どもを幼稚園に通わせたい保護者のニーズに応える制度を確立させることで、広く子育てを行う保護者の社会参画を促し、男女共同参画社会の実現に寄与することが期待できます。

以上を重点目標とし、山形市のスローガンでもある「生まれて良かった・住んで良かった・訪ねて良かった」の具現化を図るとともに、幼児教育における先進地域を目指すものです。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼児の社会性の涵養

2歳児について年度当初からの幼稚園就園を可能とすることで、より早い段階から幼児の社会性の涵養を促されることが期待できます。

また、就学前教育の充実化が図られることで、義務教育課程への移行をより円滑なものにすると期待できます。

子育ての負担軽減

幼稚園の持つ育児相談機能が低年齢児から利用できるようになることから、働きながら子育てをするという現在の一般的な保護者の子育てに対する負担が軽減されると期待できます。

消費の拡大と新規雇用の創出

働きながら子どもを幼稚園に通わせたい保護者のニーズに応えることで、

広く子育てを行う保護者の社会参画を促し、それに伴う家計状況の好転により、消費の拡大が期待できます。また、園児数の増加により2歳児単独学級の創設等、適切な教員配置が必要となることから、新規雇用につながるものと期待できます。

8. 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

子育て支援関連事業

山形市では新総合計画の重点プロジェクトとして「のびのび環境プロジェクト」を掲げ、子育て環境の整備に努めています。

- ・ ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい市民及び援助を行いたい市民が会員登録し、育児の援助を仲介する事業。

- ・ 子育て支援センター事業

子育ての不安や悩みを持つ保護者の育児相談、情報交換の場を提供する事業。

- ・ 幼稚園による預かり保育・保育園による延長保育及び学童保育

就労状況の異なる保護者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供する。

幼稚園に対する財政支援

- ・ 私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園設置者が在園児の保護者に対し保育料を減免する場合、相当額を幼稚園へ助成する。

- ・ 私立幼稚園にこにこ子育て支援事業費補助金

幼稚園に同時に在園する場合の第2子目以降に対する補助金。私立幼稚園設置者が在園児の保護者に対し保育料を減免する場合、相当額を幼稚園へ助成する。

別紙

1. 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

特区内の幼稚園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4. 特定事業の内容

幼児が満三歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することを可能とし、幼児教育の充実を図る。

平成16年度の制度運用当初は山形市内の16幼稚園(26園中)において受け入れを開始し、6幼稚園については平成17年度当初からの受け入れに向け、体制を整えていく。

5. 当該規制の特例措置の内容

本市では国立が1園あるものの公立幼稚園は存在せず、私立幼稚園26園が幼児教育を担っている。また、2歳児においては幼稚園への入園が学校教育法の規定により認められていないため、教育は各家庭に委ねられている現状であります。

少子化・核家族化の影響により、昭和54年度には約11,000人あった3～5歳児の幼児数も平成15年度には約7,000人と、4,000人程度の減少となっています。また、幼稚園児数においても昭和54年度の約6,400人をピークとし、15年度にはその3分の2を下回る約4,100人へと落ち込んでいる。このことから地域社会内・幼稚園内そのどちらにおいても、他の幼児と共に行動する機会が減少し、幼児の社会性の涵養や健全な心身の成長の促進が困難な状況となっています。

このため、満3歳を迎える年度当初からの入園を認めることで、幼児の社会性を養おうとするものであります。